

資料3

※本資料は、令和7年和泉市議会
第1回定例会において、条例案
が議決されることを前提とした
ものです。

いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン

案

令和●年●月●日

和泉市教育委員会

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、和泉市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめ被害を訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「被害者側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

市教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

(1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月）」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

(2) 意義（目的）

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 第三者機関である調査委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

(3) 弊害（懸念事項）

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害により関係児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

(4) 市教育委員会の方針について

市教育委員会は、被害者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。

なお、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。

3 関係者に対する意向確認

(1) 被害者側

被害者側には、公表について意義・弊害、市教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。

保護者等の意向だけでなく、被害児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

なお、確認にあたっては、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

(2) 関係児童生徒等

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めます。

但し、公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、関係児童生徒等の学校生活や、学校が行う関係児童生徒等への支援や指導に支障をきたすことがないよう配慮します。

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

ガイドラインにも「公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」とあるように、被害者側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を読覧できる状態におくことをいい、具体的には、和泉市公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という。）を別に作成し、概要版を公表資料とします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

公表資料における個人情報保護についての考え方については、ガイドラインで「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」としています。

具体的には、和泉市情報公開条例第6条第1号で、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非開示とする旨規定しています。

いじめ調査の公表は、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を越えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、一旦、メディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、概要版の記載内容は、一般の方のみならず、学校関係者等であっても個人識別ができないように留意し、関係する全ての児童等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲で作成します。

(4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。

また、当初非公表とした場合において、再検討は、原則として行いません。

【概要版の例】

令和〇年〇月〇日
和泉市教育委員会

調査報告書【概要版】

本報告書は、〇年〇月〇日に（調査主体）から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、和泉市いじめ問題調査委員会の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1. 調査の目的、調査組織の構成

2. 事案の概要について

3. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

4. いじめ行為の認定について

5. 学校等の対応と課題について

6. 再発防止策の提言